

官製ワーキングプア研究会 Report レポート

2014年3月 創刊第9号

2014- 3

(通巻9号)



今回の表紙は、2013年11月23日に新大阪で開催した「なくそう！官製ワーキングプア大阪集会」の写真。会場いっぱいの参加者で、発言者の横、周りにも参加者が立ち、座っている。こういった熱気あふれる集会に、ある研究者から「集会は熱気にあふれ、大成功でしたね。もちろん主催者のご尽力のたまものだと思いますが、同時に公務非正規問題そのものの深刻さと、その解決を求めている人たちの意気込みがひしひしと感じられました。正規労働者中心の沈滞した集会と対比して、考え込んでしまったのも事実です」というコメントもいただいた。（白石孝）

目 次

なくそう！官製ワーキングプア大阪集会	白石 孝、仲村 宮子	2
第5回「なんで有期雇用なん」集会	白石 孝	4
杉並区岩崎さん最高裁上告1年半	岩崎 一男	5
総務省調査「データ集計や分析を行う上での留意事項」	川村 雅則	7
非正規公務員が正規公務員を上回る自治体	上林 陽治	10
掲示板、編集後記	白石 孝	12

なくそう！官製ワーキングプア大阪集会に180名が参加

白石 孝

予想を大きく上回る参加、どなたの発言も充実し、集会は成功した。

2013年11月23日（土・祝）午後1時15分から4時45分、新大阪丸ビル新館402号室で標記集会を開催した。主催は、「なくそう！官製ワーキングプア・大阪集会実行委員会で、共催が、非正規労働者の権利実現全国会議、NPO労働と人権サポートセンター・大阪、NPO官製ワーキングプア研究会、大阪労働者弁護団、民主法律協会の5団体。

とりあえず集会の概要は下記のとおり。

（1）非正規当事者の声

～なぜ、私は声を出し、闘っているのか。

そして得られたもの、失ったもの。

①組合を作り、収入が増えたのに、何でずっと

臨職なんやネン：宝塚臨職労

②偽装派遣は許さない：神戸刑務所訴訟原告

③なんで有期雇用なん！？：関西非常勤講師組合（大阪大学非常勤）

④郵政職場、公共サービスなのにこの待遇：郵政産業ユニオン

⑤吹田市訴訟：原告および吹田市関連労

⑥公立学校講師は空白の1日で繰り返し雇用：大阪教育合同労組

（2）ミニシンポ～首切り自由の自治体って、

ブラック自治体じゃないの！

この間、雇用年限という年限制度による「解

雇」と闘う自治体労組（ユニオン）が増えていく。そこで、東京都による団交拒否と闘い最高裁で係争中の東京都消費生活相談員、福岡市による再応募選考不合格攻撃と闘うアミカス（男女共同参画）、それに大阪市で3年雇用年限撤廃を闘う2労組によるミニシンポを行う。

（3）解雇への法的救済はないのか

～裁判事例をもとに

非正規公務員をめぐる裁判って、どんな内容で、判決はどうなっているのか。普通の人が泣き寝入りしないで、裁判を出来るのか、を分かりやすく解説。現在進行形の吹田市による雇い止め訴訟を主に吹田市訴訟代理人の河村学弁護士が解説する。

（4）特別報告

①総務省調査を情報公開で、運動に役立てよう（NPO官製ワーキングプア研究会）

②ソウル市長の挑戦（NPO官製ワーキングプア研究会）

（5）官製ワーキングプア川柳入選作発表

（6）11月24日にゴールする

反貧困全国キャラバンからのアピール

（7）学者・研究者によるゲストコメント

西谷敏（大阪市大）、脇田滋（龍谷大）、上林陽治（財・地方自治総合研究所）

寄稿：「なくそう！官製ワーキングプア大阪集会」に参加して

仲村宮子（那覇市臨時・非常勤職員労働組合）

公務職場で増え続ける非正規労働者の問題解決に向け「なくそう！官製ワーキングプア大阪集会」が11月23日に開催された。

集会は、正規・非正規労働者やNPO、マスコミ、法律家、学者・研究者、労働組合の枠を超えた180人が参加した。

私は、開始10分前に到着したが会場はすでに満席状態で、前列隅の床に座り込みながら4時間近い集会に聞き入った。最初に「私たち非正規の声を聞いて！なぜ私は声を出し、たたかっているのか」

と題し、公務職場で非正規労働者として働く6人が訴えた。

宝塚市臨時職員労働組合執行委員長のKさんは、15年前にアルバイト保育士として臨時に任用された。同市で公立保育所はもともと正規職員の新規採用がない。正規と同じ仕事内容をこなす臨時職員の賃金格差や年休問題、雇用中断などの現状を訴えた。

業務委託労働者として神戸刑務所の管理栄養士を務めたNさんは、派遣先が従業員へ直接、指

揮・命令することができないにもかかわらず、同刑務所で日常的に契約外の仕事を課せられた実態を告発した。長年続く違法行為の上、契約解除を申し出た同刑務所に対しNさんは国家賠償請求裁判を提訴。大阪高裁で勝訴を勝ち取った。「(訴えたことで)失ったものは一つもない。得たものはたくさんある」と話す。

大阪教育合同労働組合のTさんは、公立学校における非正規教員の現状を報告。毎年の契約更新で「3学期になると次年度の雇用があるのか不安」と語る。Tさんは、「非正規教員の中には『採用試験に通っていないのだから自分が悪い』『待遇が悪いのは仕方がない』と思っている人もいる」と言う。しかし本来、正規教員の産休・育休・病休などの代替のはずが、大阪府の財政難のため多用されているのが実態で、「正規教員と同じ仕事・同じ責任で仕事をしているのに、有期雇用で給与が低く、不安定」(Tさん)と訴えた。

法的に明確な根拠がないにもかかわらず全国4割の自治体に3~5年の雇用年限が導入されている。このほど改正された労働契約法やパート労働法も公務非正規職員は適用除外。数々の訴えからは、非正規公務員の権利獲得が民間に比べても大幅に遅れている実態が明らかになった。

続いて行われたミニシンポジウムのテーマは「首切り自由の自治体って、ブラック自治体じゃないの!」。公務で「相談員」として働く非正規職員4人が登壇した。DVや虐待、消費者問題などの相談を受け付ける相談員は多くが非正規職員だ。住民の声を直接受けるストレスの多い職業の一つ。専門的な知識が必要とされる職だが、雇用は不安定で賃金は低い。

東京都消費生活相談員の玉城恵子さんは、アダルトサイト、投資詐欺、食品表示問題など年間4万件の相談を受けている東京都消費生活総合センターで働く。しかし、都が要綱を改正し契約更新回数に期限を設けた。「プライドをもってやってきたのに専門性が評価されなかった」と玉城さんは訴える。2008年都労働委員会に救済申し立てし、団交拒否は不当と認められた。なお、地裁~最高裁も同様の判断を下した。

大阪市家庭児童相談員の西村聖子さんも非常勤。社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員の資格を持ちながら、1年任期で更新2回の3年

ごとに再選考という不安定な雇用だ。西村さんは「相談員は現在、発達障害、不登校、児童虐待などの問題解決に学校や医療機関などと連携して取り組むニーズの高い職業。しかし47都道府県の福祉事務所内にいる1616人の家庭相談員のうち97%が非正規職員」と訴えた。

「働く」ことが貧しさのリスク回避にならない公務非正規労働者の現実。それは沖縄県も同様だ。共に公務を担う労働者として、正規職員は、非正規職員との差別を見過ごすべきではないと思う。

レイバーネット川柳班の 正木斗周さんが選んだ川柳

天	安全な国に生きてる不安感	クジラ
地	安売りに作った人の涙見る	ぶらっく
人	上っ張り着る気はないがなぜくれぬ	東
佳作	年賀状買えず欠礼いたします	ぶらっく
	億ションのチラシあばら屋にも届く	トライ明日論
	貧しさが繋ぎ止めてる夫婦仲	トライ明日論
	やる気あり資格もあるが職が無い	世直士
	発泡酒飲まぬ政治家税を決め	落犀庵
	貧乏に慣れてきたかと神に問う	うずまき君
	粗食でも妻の料理に偽装無い	カツジー

全国交流集会（自主セミナー）

また、集会の翌日11月24日（日）午前9時30分から午後2時45分まで、新大阪丸ビル新館804会議室で、全国交流集会を開催、35名が参加、NPO法人官製ワーキングプア研究会が主催した。

主な内容は、参加者の自己紹介、福岡・アミカスの取り組みとこれからの雇用年限闘争、臨時職員をめぐる意見交換（高島市、宝塚市をきっかけに）、総務省調査を有効に活用するために、雇い止め訴訟を検討するなど。

第5回「なんで有期雇用なん!?」集会

じえじえじえ、今度は10年!!~なんで雇用に上限つけるの?

白石 孝

<集会とデモのあらまし>

2月15日（土）午後1時30分から、大阪駅前第2ビルの大阪市立大学梅田サテライトで標記集会が開催され、およそ80名が参加した。

開会挨拶に続き、首都圏大学非常勤講師組合の松村比奈子さんが「労働契約法改正をめぐる大学の動きと社会的背景」を講演、続いてシンポジウム「大学の変質－法人化10年の闇を暴く」、山口裕之（徳島大学教職員労働組合書記長）、チャールズ・ウェザーズ（大阪市立大学教職員労働組合副委員長）、北泊謙太郎（大阪大学教職員組合副委員長）、加藤多恵子（関西単一労働組合大阪大学分会分会长）の4名が登壇した。

休憩後には「釜団バンド」が、「なんなん集会のテーマ」「くそったれ」「インターナショナル」「がんばろう」をユニークに熱唱、合唱。最後は、関単労大阪大学分会、首都圏非常勤講師組合、関西圏非常勤講師組合、ユニオンSocoSoco、京大非常勤職員調査報告などの報告、最後に集会アピール文を読み上げ、閉会となった。

その後、会場から徒歩で堂島北公園まで移動し、氷雨のなか約60名でキタの繁華街を梅田までデモ行進をした。

<元気で濃い集会とデモ>

紙面に限りがあるので詳細は報告できないが、印象に残ったのは、シンポで阪大非常勤の加藤さんが「この場に教職員組合の役員の方が同席してくれたことに感激している」との発言だ。長い長い阪大闘争の過程でいろいろなことが起こっていた。それを越え、再び教職員労組と非常勤労組とが同席した。

もうひとつは元気なデモ、そしてシュプレヒコール。繁華街のデモ、沿道の若い男女が意外と関心を示し、チラシなども結構受け取っていた。コールはこんな感じだ。

有期雇用に上限をつけるな／5年も10年も許さんぞ／私たちは使い捨てカイロじゃないぞ／私たちは機械の歯車じゃないぞ／勝手に廃棄処分するな／有期雇用はセクハラとパワハラの温床だ／仕事があるのにクビ切るな／飴チャン舐めてオバチャンなめるな／舐めたらあかんで女の労働／舐めたらあかんで非正規労

働者／すべての非正規労働者は団結しよう／正規と非正規は団結しよう

<集会呼びかけ文>

5年を10年にすれば万事解決!?

大学などで科学技術の研究に携わっている非正規職員を対象に、いまは最大5年の非正規職員としての雇用期間を、特例で10年に延長することなどを盛り込んだ「改正研究開発力強化法」が、2013年12月5日の参議院本会議で可決され、成立した。

教育、研究の仕事をする人間を5年で入れ替えていくことの不合理さがようやく公的な解決課題とされたわけだが、問題は、その解決策が、「5年で無期転換」という改正労働契約法にのつった方向ではなく、5年を10年に引き延ばすという、まさに悪あがきとしか思えない方向に向かってしまったことだ。

どうやら大学と政府は、とにかくなんとしてでも「有期雇用」というシステムをやめたくないらしい。しかし、働く当事者のなかに「10年に延びた!」といって喜んでいる者など誰もいない。むしろ、この無理やりな有期雇用への固執のありかたに対して、人々の違和感・不信感が高まつたはずだ。

この集会では、いったい大学の、国の大学政策のなにがおかしいのか、その根はどこにあるのか、現場で働く者たちはどう対抗していくべきのか、といったことを明確に提示していく。各大学の教職員組合が有期雇用問題に取り組むのは当然のことだが、それに依存するのではなく、有期雇用の教職員ひとりひとりが問題を知り、立ち上がり、闘いを展開できる土壌を作り上げたい。

【主催】 「大学非正規労働者の雇い止めを許さない関西緊急集会」実行委員会

【呼びかけ団体】 京都大学時間雇用職員組合 ユニオンエクスター / 関西単一労働組合 大阪大学分会 / 関西非正規等労働組合 ユニオンぼちぼち / 京都精華大学 ユニオンSocoSoco / 関西圏大学非常勤講師組合 / アルバイト・派遣・パート関西労働組合 神戸事務所 / なんで有期雇用なん!?ネットワーク 龍大支部 [2013年12月20日現在]

釜凹バンド「なんで有期雇用やねん！！～なんなん集会のテーマ」

(作詞・作曲：No武器)

なんで有期雇用やねん？ なんで有期雇用やねん？ なんで3年でくびなんや？ なんで5年でくびなんや？ 紙切れ一枚でなんでやねん？ 仕事は続いているのになんでやねん？ 替わりの人面接してるのでやねん？ 替わりの人も有期雇用でなんでやねん？ 伝統の京大がなんでやねん？ 自由自治の精華大もなんでやねん？ 仏の教えの龍大もなんでやねん？ 天下の阪大もなんでやねん？ 由緒正しい関学もなんでやねん？ 全国各地の大学でなんでやねん？ 教育機関なのになんでやねん？ 教育機関が率先してなんでやねん？ なんで有期雇用やねん？ なんで有期雇用やねん？ 3年の壁をぶち壊せ！！ 5年の壁もぶち壊せ！！ 私に賞味期限はありません！！ あなたに賞味期限はありません！！ なんで有期雇用やねん？ なんで有期雇用やねん？ なんで有期雇用やねん？

杉並区岩崎さん雇い止め訴訟の経過報告

最高裁へ上告から1年半、21回の要請を実施

2012年8月9日に最高裁へ上告、以来1年7カ月が経過、去る3月7日の要請行動で21回を数えた。以下、同日提出した要請書を紹介する。

雇い止め解雇（再任拒絶）について、杉並区が行った不法行為を断罪しない東京高裁判決の破棄を求める要請書

1 上告人岩崎さんが杉並区から

雇い止め解雇（再任拒絶）される経緯

上告人岩崎さんに対する雇い止め解雇（再任拒絶）の始まりは、杉並区を定年退職後、外郭団体「井草運協」の事務局長をしていた岩崎さんに対する退任強要でした。2008年2月29に起きたこの事件は、岩崎さんが「井草運協会長とそりが合わない」という情報が当時の杉並区長山田宏氏に入ったことが契機でした。

岩崎さんは退任強要という理不尽な扱いに鬱うことを決意し、また、岩崎さんの仕事ぶりを知る「井草運協」委員の中から応援団も結成されましたが、「井草運協のために泣いてくれ」という篠副会長の再三の要請を受け、2週間後、岩崎さんは杉並区の宇賀神職員課長と面会し、「3年間の雇用保障」等の3条件を提示しましたが、受け入れらず、鬱いを継続することにしました。しかし、その翌日、宇賀神氏から岩崎さんに電話があり、「3年間の雇用保障」等を受け入れるとの趣旨の発言があり、岩崎さんは鬱いを収束しました。

そして、岩崎さんは杉並区立中央図書館の一嘱託員となりましたが、嘱託員報酬が約束された額よりも月額3万円以上下回っていたことから、事件は再燃しました。同年5月20日、宇賀神氏は岩崎さんを杉並区役所に呼び出し、「それはもう不当解雇だ、なんだと言われようが、そうなった（事務局長退任強要事件を封印しない）場合には、組織としては一定のけじめを付けざるを得ない」（甲39）などと、岩崎さんを恫喝しながら、退任強要事件を封印せず、今後も嘱託員報酬額が減額されたとの異議を述べるのか否かの選択を迫りました。それに対して、岩崎さんは、宇賀神氏の恫喝には恐れを抱いたものの、退任強要事件を封印せず、労働組合に入り、団体交渉を通じて、嘱託員報酬減額問題などを解決する道を選択しましたが、その翌年3月31日付で雇い止め解雇（再任拒絶）されました。

2 再任拒絶について杉並区が行った

不法行為—その1（雇用ルール違反行為）

日本は法治国家であり、使用者が雇用ルールを破ったり、守らないということがあつてはならないことです。杉並区は、要綱・要領で嘱託員の再任に関するルール（基準）を定め、しかも、職員向けのホームページで「任用の更新は、所属課長の勤務実績等に関する意見と次の<更新基準>を勘案し決定します」との説明までしていましたが、再任に関するルール（基準）をクリアしていた岩崎さんの再任を拒絶しました。

東京高裁判決は「嘱託員として再任できるか否かの判断は、そもそも要綱、要領の基準に基づく審査だけで全てを決定できるという性質のものではない」と判示し、岩崎さんの再任にあたり、雇用ルールを蔑にした杉並区の裁量権逸脱行為を容認しました。一方、最高裁は、津田電気計器事件で「使用者の定める基準を満たす労働者が継続雇用によって再雇用となることに期待を抱くことは合理的な理由があり、使用者が不承諾としたことについては、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であるとは認められない」旨判示し、使用者が雇用ルールを守らない継続雇用拒絶を違法と断じました。

3 再任拒絶について杉並区が行った

不法行為—その2（憲法第14条違反行為）

杉並区は要綱・要領で定めた再任に関するルール（基準）上は何の問題もなかった岩崎さんの再任を拒絶する一方で、岩崎さんと同等の勤務評価を受けた42名全員と岩崎さんの勤務評価よりも評価が劣る29名の嘱託員を再任していました。29名の中には「更新不可」1名、「更新をためらう」7名の他、勤務状況にかなり問題があるなどと評価された者が多数含まれていました。

杉並区の行為は法の下の平等取扱を定めた憲法第14条違反ですが、東京高裁判決は、岩崎さんが杉並区の主張と宇賀神職員課長証言は後付けの虚偽主張・虚偽証言であると詳細に反論していたにもかかわらず、「相応の理由」があったとし、「他の職員に対する評価との比較等を問題にする余地はない」と判示しました。

一方、昨年、人事院は、旧社会保険庁職員分限免職事件で、厚生労働省出先機関への転任希望者に対する面接結果が、転任が認められた者と同等以上の評価を受けた申立人を分限免職処分に付したことは、人事の公平性・公正性の観点、つまり憲法第14条の平等取扱の理念の観点から妥当性を欠いているとし、分限免職処分を取り消す判定をしました。

4 再任拒絶について杉並区が行った

不法行為—その3（信義則違反行為）

杉並区の職員課長宇賀神氏は2008年3月14日に岩崎さんに電話を掛け、「3年間の雇用保障」等を受け入れるとの趣旨の発言をしましたが、その内容は次のとおりです。

宇賀神氏はまず「訴訟を考えているようだが、受けて立つ」と述べた後、「岩崎さんは誤解をしている」「3月7日に大藤部長が1年と言ったのは嘱託員の任用期間は1年という意味である」と述べました。続けて、宇賀神氏は、前日13日に交わした会話を踏まえたうえで、「今後、退職者が増加するので、雇用期間は5年ではなく、年金が満額となった方から順次辞めてもらうことにしておる。しかし、子供が学校を卒業している者とは同じ扱いをしない。5歳の子供がいるということは配慮する。」と述べました（杉並区は1審答弁書で「概ね認める」と回答）。

また、岩崎さんが「5歳の子供がいるということは配慮する。」との中身を確認すると、宇賀神氏は退職勧奨をして辞めてもらう場合が生じた時でも勧奨の順位は最後になる旨のさらに踏み込んだ発言をしました（甲82）。

さらに、宇賀神氏は「3年間の雇用保証」だけでなく、「年休の繰越」についても『超法規的』に認めるとの回答をしてきましたが、岩崎さんは、電話でのやりとりであるので、メモでも良いから一筆書いて欲しいとの話を宇賀神氏に伝えました。しかし、宇賀神氏は、「それは出来ない」と答えましたが、岩崎さんが納得しなかったので、「私を信用して欲しい」「岩崎さんお願いします」と岩崎さんが目の前に居れば土下座をしたかも知れない様子で、岩崎さんに対して何回も何回も、懇願するように述べました（甲82）。この事実について、杉並区も何回も「岩崎さんお願いします」と述べたことは「概ね認める」（1審答弁書）としています。

以上のとおり、杉並区の職員課長宇賀神氏は岩崎さんに対し「3年間の雇用保障」を約束する旨の発言を述べ、岩崎さんが「任期満了後も任用が継続されるということを期待することが無理からぬものとみとめられる行為を行ったわけですが、杉並区は、約束を踏みにじり、信義則に違反して、岩崎さんの再任を拒絶しました。

しかしながら、東京高裁判決は、杉並区の信義則違反の再任拒絶行為を容認しただけでなく、宇賀神氏の上記発言を見落とす重大な事実誤認をして、最高裁判例で認められている雇用期待権に対する損害賠償も認めませんでした。

以上